

○岩手県警察交通機動隊の運営に関する訓令

昭和48年3月15日

警察本部訓令第3号

〔沿革〕 昭和49年5月警察本部訓令第6号、50年3月第6号、57年3月第11号、58年3月第4号、62年9月第21号、平成元年8月第19号、4年7月第14号、7年3月第7号、8年3月第6号、9年3月第6号、10年3月第4号、15年3月第6号、16年6月第14号、18年3月第5号、23年9月第11号、30年3月第6号、令和6年3月第6号改正

警察本部
警察学校
警察署

岩手県警察交通機動隊の運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察交通機動隊の運営に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、岩手県警察交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 交通機動隊の任務は、次のとおりとする。

- （1） 主要道路およびその沿線地域における交通の指導取締り
- （2） 自動車等利用による広域犯罪の予防および捜査
- （3） 緊急配備
- （4） 緊急事件等の初動捜査および応急措置
- （5） その他特命事項

（編成等）

第3条 交通機動隊の編成は、直轄隊及び分駐隊とし、その名称、位置及び活動区域は、別表のとおりとする。

（勤務制）

第4条 交通機動隊員（以下「隊員」という。）の勤務制は、次のとおりとする。

- （1） 交通機動隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び一般職員 日勤制勤務のうち警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年岩手県警察本部訓令第6号。以下「勤務時間訓令」という。）第2条に定める通常勤務
- （2） 前号以外の隊員 勤務時間訓令の別表に定める毎日勤務

2 隊長は、必要により前項の勤務制によらない勤務を命ずることができる。

（勤務時間の割振り等）

第5条 前条第1項第2号の隊員の勤務時間、週休日等は、勤務時間訓令の別表に定めるところによる。

（勤務の開始及び終了時刻）

第6条 隊長は、前条による隊員の勤務の開始及び終了の時刻を次の中から指定するものとする。

- （1） 開始時間 午前5時から午後8時
- （2） 終了時間 午前9時から翌日午前5時

（運用計画）

第7条 隊長は、隊の効率的な運用をはかるため、交通事情等の実態を勘案し、毎月25日までに翌月分の交通機動隊運用計画をたて、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

（緊急出動）

第8条 隊員は、勤務中緊急事件事故等の発生を認知したときは、直ちに出勤しなければならない。

(応援出動等)

第9条 警察本部（以下「本部」という。）の部長および課長等ならびに警察署長は、交通機動隊の応援を必要とするときは、本部長に申請するものとする。

(事件等の引継ぎ)

第10条 隊員が取り扱った事件事故等で引き続き措置を要するものは、隊長に報告のうえ所轄警察署長又は高速道路交通警察隊長に引き継ぐものとする。

(通報、連絡)

第11条 本部の部長および課長等は、隊の運用上必要と認められる情報資料等を積極的に隊長に通報するものとする。

2 隊長は、隊の総合的、効率的運用をはかるため警察署長と相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(幹部会議)

第12条 隊長は、隊の適正な運用を図るため、おおむね1か月に1回、係長、直轄隊長及び分駐隊長を招集して会議を開くものとする。

(教養)

第13条 隊長は、必要に応じ、隊員を招集して教養訓練並びに車両及び通信機材その他の資器材の点検を行わなければならない。

2 隊の幹部（幹部が不在の時は、隊長が指定した者）は、隊員が乗務活動に就くときは、必ず立ち会い運行前点検等必要な点検及び指示を行わなければならない。

(訓練)

第14条 隊長は、新たに隊員を命ぜられた者について、別に定める新隊員訓練を終了した後に、乗務活動に就かせるものとする。

2 隊員は、乗務活動を行うため、必要な訓練を常に反復する等技術の向上に努めなければならない。

(巡視)

第15条 隊長は、指揮監督および指導教養のため計画的に各分駐隊に対する巡視を行わなければならない。

(当直勤務)

第16条 当直勤務は、隊長が別に命ずる。

(報告)

第17条 隊長は、毎月隊の活動状況を本部長に報告しなければならない。

(補則)

第18条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

2 岩手県警察機動警察隊の組織および運営に関する訓令（昭和45年岩手県警察本部訓令第8号）は、廃止する。

附 則（昭和49年5月15日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日警察本部訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成元年8月17日警察本部訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行し、平成元年6月4日から適用する。

附 則（平成4年7月30日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月10日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日警察本部訓令第6号抄)

1 この訓令は、平成8年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成9年3月24日警察本部訓令第6号抄)

1 この訓令は、平成9年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成10年3月23日警察本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成15年3月4日警察本部訓令第6号抄)

1 この訓令は、平成15年3月6日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成16年6月30日から施行する。

附 則 (平成18年3月6日警察本部訓令第5号抄)

1 この訓令は、平成18年3月6日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日警察本部訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	位置	活動区域
直轄隊	盛岡市	盛岡東警察署、盛岡西警察署、紫波警察署及び岩泉警察署の管轄区域
県南分駐隊	奥州市	花巻警察署、北上警察署、奥州警察署、一関警察署及び千厩警察署の管轄区域
沿岸分駐隊	釜石市	大船渡警察署、遠野警察署、釜石警察署及び宮古警察署の管轄区域
県北分駐隊	二戸郡一戸町	岩手警察署、久慈警察署及び二戸警察署の管轄区域